

条例等立案表

		題名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則	
		課(室)名 教育委員会 教職員課	
法令審査会	要否	担当者名 喜多 泰信	電話番号 三一三三
関係法令など	予算上の措置	<p>制定理由 県立学校における総務事務システムの導入に伴い、所要の整理を行う必要がある。</p> <p>あらまし 一 県立学校における総務事務システムの導入に伴い、職員の勤務状況の報告を廃止することとした。 二 この規則は、平成二十五年四月一日から施行することとした。 三 この規則の施行日前に勤務した職員の勤務状況の報告については、なお従前の例によることとした。</p>	
備考			

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤 紘子

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改

正する。

第十八条の三を次のように改める。

第十八条の三 削除

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に勤務した職員の勤務状況の報告については、なお従前の例による。

徳島県立学校規則 新旧对照表

改 正 後	現 行
(職員の出張)	(職員の出張)
第十八条 職員の出張は、校長が命ずる。	第十八条 職員の出張は、校長が命ずる。
第十八条の二 削除	第十八条の二 削除
(勤務状況の報告)	(勤務状況の報告)
第十八条の三 削除	第十八条の三 校長は、次の各号に掲げる期間における職員の勤務状況を勤務状況報告書により、それぞれ当該各号に掲げる期日までに、委員会に報告しなければならない。
	一 四月一日から七月三十日まで 八月十日 二 八月一日から十一月三十日まで 一月十日 三 一月一日から三月三十日まで 四月十日
第十八条の四～六 (略)	第十八条の四～六 (略)

徳島県立学校規則の一部を改正する規則について

教職員課

1 改正の理由

現在、徳島県立学校規則第18条の3の規定により、職員の勤務状況を把握するため、校長に「勤務状況報告書」の提出（年3回）を求めていた。

- ① 4月1日から7月31日の間の勤務状況（8月10日報告期限）
- ② 8月1日から12月31日の間の勤務状況（1月10日報告期限）
- ③ 1月1日から3月31日の間の勤務状況（4月10日報告期限）

平成25年1月から県立学校において、総務事務システム（出勤簿システム、休暇システム）の運用が開始されたことに伴い、職員の勤務状況等については総務事務システムで確認できることとなり、報告の必要がなくなった。このため徳島県立学校規則の一部を改正し、教育委員会への職員の勤務状況の報告を廃止するものとする。

なお、最終年度報告である平成25年4月10日提出期限の報告については、平成24年度（平成24年4月から平成25年3月）までの出張状況報告が含まれているため、従来どおり報告を求めるものとする。

2 施行期日

平成25年4月1日